

令和2年度

北海道動物愛護推進協議会

議 事 録

日 時：2021年3月24日（水）午後1時開会  
場 所：札幌市教育文化会館 研修室402

## 1. 開 会

○事務局（山中主幹） 定刻になりましたので、北海道動物愛護推進協議会を開催いたします。

私は、北海道環境生活部環境局自然環境課主幹の山中と申します。よろしくお願いいたします。

## 2. 挨拶

○事務局（山中主幹） 開会に当たりまして、動物管理担当課長の藤島より挨拶いたします。

○藤島動物管理担当課長 動物管理担当課長の藤島でございます。

皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方には、日頃より北海道の動物愛護管理行政にご理解とご協力、また、ご指導もいただきお借りしまして、この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年来、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、我が国をはじめ、世界中に大きな影響を及ぼし続け、社会経済にも甚大な影響が生じているところでございます。道内では、昨年1月28日に1例目の感染者が確認されて以来、本日までに2万人を超える方々に感染が確認されております。

これまでの道民の皆様のご理解、ご協力によりまして、新規感染者数は大きく減少いたしました。また、年度替わりの動き、また、変異株の発生など、油断ができない状態にございますことから、引き続き、手洗い、うがい、マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保などを徹底して、再拡大を防止していくことが必要となっております。

この新型コロナウイルスの蔓延によりまして、昨年度の本協議会は書面開催とさせていただきます。この間、令和元年6月に改正されました動物愛護管理法が順次施行されておりまして、本年6月には動物取扱業における適正な飼養管理基準の具体化、また、来年には、動物取扱業者に対し、販売される犬・猫へのマイクロチップ装着、登録の義務づけが施行されるなど、これまでの取扱いとは大きく変わってまいります。

本日は、今年6月から施行されます動物愛護管理法の改正概要や第2次北海道動物愛護管理推進計画で定めております目標への取組状況などにつきまして、担当者からご説明させていただきます。

限られた時間ではありますが、皆様にはそれぞれの立場から忌憚のないご意見をいただき、オール北海道による動物愛護管理行政の推進につきまして活発なご討議をよろしくお願いいたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山中主幹） 当協議会は、会議の都度、構成団体の代表者の方を選出いただき、ご出席いただくこととしてございます。お配りした資料の表紙の裏をご参照いただ

きたいのですが、今回の出席者名簿のうち、所属団体の日本動物園水族館協会様、教育庁の生涯学習課様につきましては、業務の都合ということで急遽欠席というご報告を受けております。もう一つは、北海道教育庁の義務教育課が遅れているようでございますが、時間の都合上、このまま進めたいと思います。

#### ◎資料の確認

○事務局（山中主幹） 配付資料を確認いたします。

ただいまの表紙の裏の出席者名簿、その次に、会議次第がございます。そして、資料1として1ページから両面で3ページまでです。資料2-1として4ページから7ページまでです。資料3は8ページのみです。資料4は両面1枚物で9ページと10ページです。資料5は11ページから14ページです。資料6（委員限り）は個別ページになっておりまして、1ページから6ページまでです。そして、資料7は表裏の1枚物です。資料8は片面の1枚物です。資料9-1は両面1枚物です。資料9-2は片面1枚物です。資料10は片面の1枚物です。あとは参考資料1から3までとなります。

落丁や足りないものはありますか。もし会議の途中で不足等がございましたらお知らせ願います。

議事に入ります前にお願いがございます。

新型コロナウイルス対策のために、本会議は2時間を厳守として15時で終了することとしております。今年度は非常に盛りだくさんの内容となっておりますが、事務局説明は必要最小限としてまいりますので、各出席者の方々におかれましても簡潔な発言にご協力をお願いいたします。

また、議事録作成の関係上、発言される方はお手元のマイクのスイッチを入れた状態でお話いただくということと、一部、マイクの共用をされる場合があります。そのときは、速記事務局が準備している除菌シートでマイクを拭いた上でお使いいただくことをお願いいたします。

では、本日の座長につきましては、北海道獣医師会の高橋会長にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（出席委員「意義なし」）

○事務局（山中主幹） では、高橋会長、よろしく願いいたします。

### 3. 議 事

○高橋座長 本日、座長をさせていただきます高橋でございます。

先ほど連絡がありましたとおり、今日はできるだけ時間厳守で短かめに内容の濃い会議にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速進めていきたいと思いますので、まず、議事の1番目の第2次北海道動物愛護管理推進計画（バーライズプラン2018）の指標の進捗状況についてですが、事

務局から資料1から4までのご説明をお願いします。

**議事1：第2次北海道動物愛護管理推進計画(バーライズプラン)の進捗状況について**

○事務局（高橋主査） 自然環境課で動物愛護の主査をしております高橋と申します。本日はよろしくお願いいたします。

お手元の資料1をご覧ください。

第2次北海道動物愛護管理推進計画(バーライズプラン2018)の進捗状況について、本日は令和元年の実績についてご説明します。

まず、犬・猫の引取り数ですが、基準値は平成28年の頭数を基にしておりまして、現在のところ、令和9年を基準値の半減を目標とすることで計画を進めさせていただいております。

令和元年度の実績については3,357頭で、昨年が3,390頭ということで、ほぼ横ばい状態で、もう少しで目標に届きそうですけれども、今のところは鈍化している状況となっております。

次に、飼い犬による咬傷事故数ですが、この値につきましては、同じく平成28年度の134件を基にしておりまして、令和9年度までに94件としておりますので、基準値の30%減ということで進めさせていただいております。

真ん中の令和元年度の実績は109件ですので、もう少しで目標に届きそうですが、増減を繰り返している状態となります。ちなみに、平成30年度は133件ということでした。

2ページ目です。

3番の犬・猫の飼い主への返還率ですが、所有者明示(個体識別)措置の推進ということで進めております。犬の返還率ですけれども、平成28年度の基準値が56.3%ということで、令和9年度までに基準値を10%増ということで行っております。令和元年度の実績は55.7%ですが、平成30年度の値については58.5%でしたので、目標に届きそうですが、なかなか伸びずに横ばいが続いている状態となっております。

次に、下の段の猫の返還率になります。

平成28年度の1.5%に対して基準値の倍増ということで、令和9年度までに3%を目標として設定しておりますが、令和元年度の実績は3.2%ですので、これについては令和元年度に目標を達成している状況になります。ただ、皆さんもお分かりと思いますが、目標がかなり低い値になっていますので、今後、目標の見直しも含めて考えていきたいと思っております。

背景としては、猫は所有者明示をしていない方が多いのですけれども、最近のSNSの広がりなどで、いなくなった場合に情報を拡散したり、今までのようなほったらかしではなくて、大事に飼われている方が増えてきている印象を受けております。

次に、3ページ目になります。

犬・猫の致死処分数ですけれども、これは平成28度の1,158頭をベースにして、目標値を令和9年度までに半減として立てておりました。令和元年度の実績につきましては304頭です。これについては、平成30年度のときの値から目標を達成している状況にあります。

内訳を見ますと、令和元年度の実績につきましては、犬が99頭、猫が205頭となっています。ちなみに、平成30年度は、犬が71頭で猫が372頭ということで、猫の処分の割合が減ってきております。これは、ここにいらっしゃる方も含めて各方面の努力で、猫についての譲渡などが進んでいる状況です。

以上がバーライズプランの達成状況の説明になります。

## 議事2：北海道動物愛護推進員の委嘱・活動状況について

次に、資料2-1の動物愛護推進員の委嘱と活動状況になります。

この値は令和3年、今年の3月1日現在の委嘱数になります。全体としましては、平成30年にご報告したときは97名でしたので、101名ということで、中途の新たな委嘱が含まれております。委嘱者の傾向は大きく変わらず、女性の割合が高い傾向があります。

次に、資料2-2の動物愛護推進員の活動状況です。令和元年11月から令和2年10月までの活動について。推進員101名のうち、74名の方に報告のご協力をいただいております。

活動内容としまして一番多いのは、新しい飼い主探しの協力で137件となっております。次に多いのは住民・知人からの相談ですが、これはいろいろな飼い方を含めたご相談が多いようです。

次に、多い活動としましては普及啓発になります。令和2年10月までの傾向ですけれども、コロナウイルスの影響で譲渡会等や普及啓発行事が減っているということで、半減しています。2番目の行事開催・協力・参加の部分が35件となっているのですけれども、昨年度は64件だったので、この部分が影響を受けています。

その他としまして、胆振東部地震の直接の対応は終わったのですけれども、その後の災害復興住宅への入居の相談やその後の災害対策の同行避難場所の確保等にもご協力をいただいているようです。

それから、下のグラフですけれども、その他の部分のパーセント表示が抜けていますが、これは2.7%になります。

全体としましては、先ほど言ったとおり、新しい飼い主探しの協力が41%、住民からの相談が29.3%ということで、増えているものとして住民・知人からの相談があります。推進員が相談先として認知されてきている印象を受けております。

次のページは、先ほどの報告でいただいた動物愛護推進員からのご意見や感想などについてですけれども、今回は細かく見ていくことは差し控えて、かいつまんでお話ししたいと思います。

まず、皆さんは高齢化社会の問題に直面しているということで、高齢者が飼われていて適切な飼育ができていないというご相談が多くあるということです。それから、新型コロナウイルスの影響でイベントが中止になったり、譲渡会の場が少なくなっていることがあります。また、以前からあるものとしては安易に飼ってしまう飼い主さんに関するご相談が多いということです。多頭飼育や野良猫の問題も依然としてある状況です。

我々行政に対しても辛辣な意見を幾つか受けておりますので、今後、それらについては参考にしていきたいと思っております。

7ページも同じような傾向ですが、皆様は多頭飼育崩壊に実際に直面して深刻に考えていらっしゃるようで、崩壊する以前に解決方法を見いだせないかというご意見もいただいております。これについては、我々としても課題と感じております。

### **議事3：動物愛護管理業務の実施状況について**

#### (1) 令和2年度動物愛護週間行事実施結果

資料3の令和2年度の動物愛護週間の行事の実施結果となります。

今年度は、新型コロナウイルスの影響がすごく大きく、人を参集して行う行事がほぼできなくなりましたので、各所で工夫していただき、例えば、ホームページ上に愛護の情報の掲載など、それから、一番多かったのがパネル展やポスター展です。人を集めずに、見ていただくような開催が主になっております。

令和2年度については、赤れんが前の「人とペットの暮らし広場」というものがオリンピックや赤れんがの工事の影響でもともと中止になっていたのですけれども、そういった大規模な行事ができない状況がありました。各所で工夫していただいているのですけれども、このままの状況はよくないと思いますので、来年度の4月以降もコロナの動向を見ながら進めていきたいと考えております。

「人とペットの暮らし広場」についてはできる範囲でやっというお話で、小動物獣医師会から依頼がありまして、今年度はできる形で実施したいというお話をいただいております。ただ、今年度も赤れんがの前庭が使えないので、場所や開催方法は違った形になると思われます。

以上が動物愛護週間の実施状況です。

#### (2) 令和元年度動物愛護管理関係業務実績

次に、資料4の令和元年度動物愛護管理関係業務実績についてです。

まず、動物取扱業の状況ですけれども、令和2年3月末現在の施設数としまして、北海道が1,297施設、札幌市が687施設ということで、業種別の合計では、北海道が1,596施設、札幌市が861施設です。昨年度は1,564施設と833施設だったので、若干減っている傾向はあるのですけれども、ほぼ横ばいの状況になっております。

次に、昨年度の会議で要望のありました第二種動物取扱業の届出状況となります。

施設数としましては、北海道が35件、札幌市が29件という状況になっていまして、内訳は以下のとおりとなっております。これは、昨年度から比べると増えている傾向にあります。北海道は平成30年度末で26件だったのが35件になっておりまして、札幌市さんも25件だったものが29件となっております。

次に、下の段の特定動物の飼養状況です。

これについては、北海道の施設数が35施設、頭数が630頭ということで、昨年度の37施設、631頭に対して施設数は減っていますが、頭数としてはほぼ変わらない状態となっております。札幌市さんは、22施設に対して237頭で昨年度と同等となっております。

特定動物をめぐる状況としまして、大きいものとして、令和2年6月の改正動物愛護管理法の施行によりまして、愛玩目的での新規の飼養ができなくなりました。これまで飼われていた個体については除かれますが、今後、ペットとして特定動物を飼うということとはなくなっていきますので、目的のある施設に限る登録になっていきます。

次に、10ページの資料の4です。

3番の新しい飼い主探しネットワーク事業の登録者数・譲渡頭数になります。

令和元年度の値ですけれども、犬の登録者が450頭、猫が603頭、合計が1,053頭ということで、それに対する譲渡頭数は、犬が204頭、猫が810頭で、合計で1,014頭となっております。平成30年度と比べると減っていますが、ネットワーク事業の特性として事前登録がなかなか進まないところがあり、動物が入ると登録する方が多く、引取り頭数も実際に減っているのです、それに応じた数ではないかと思っております。

次に、飼い主探しノートの利用実績ですけれども、令和元年度の値で、犬の情報掲載数が57頭で猫が163頭ということで、平成30年度と比べますと、犬の掲載数が増えている状況にあります。その掲載に対しての譲渡数ですけれども、犬が17頭と猫が43頭となっております。

次に、5番目の負傷動物の保護収容ですけれども、令和元年度は、北海道は、犬が13頭で猫が275頭です。札幌市さんは、犬がゼロで猫が56頭ということで、平成30年度と比べると北海道は減っているのですけれども、札幌市さんの猫が増えている傾向があります。なお、一番下にはその他の動物もあります。

次に、6番目の傷病鳥獣の保護収容数の全道の値ですが、令和元年度は、鳥類が451羽、獣類が64頭ということで鳥類がかなり増えております。

以上が事業実績の報告になります。

○高橋座長 ありがとうございます。

資料4まで来ましたので、皆さんがどこをどう聞きたいかが分かりづらいかもしれませんが、今までのところでご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○事務局（高橋主査） もし、この場でなければ、後ほど気になる点を私にご連絡いただければ回答いたします。

○高橋座長 分かりました。

私から一つあるのですが、傷病鳥獣の鳥獣保護管理員は今もきちんとあるのですか。

というのは、七、八年くらい前までは好きな人にやっていただいて、道に言うとその人が取りに来てくれたことがあったのですけれども、最近はそういうことをほとんど聞いたことがないので、その辺のところを教えてください。

○事務局（山中主幹） 以前どおり、各振興局に鳥獣保護管理員の方や協力者の方がいらっしゃいます。

○高橋座長 ありがとうございます。

ご年配の方ばかりだった気がしたので、だんだん減っていったとちょっと心配でした。

○事務局（山中主幹） ご年配の方が多いので、鳥獣保護管理員の確保を何とか進めていきたいと思います。

○高橋座長 あの方たちが動いてくれているので、助かりますね。

ほかになれば、前に進んでよろしいでしょうか。

（出席委員「意義なし」）

#### 議事4：動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正について

○高橋座長 それでは、資料5に進みますので、説明をお願いいたします。

○事務局（高橋主査） 次は、議題4、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正についてでございます。

法律の改正と書いているのですけれども、実際は令和3年6月からの省令の改正内容のお話になります。

資料5の11ページをご覧ください。

これは、環境省が示している6月からの省令の改正の概要になります。第3次答申ということで、動物愛護管理審議会に提出されたものになりますが、まだ決定事項ではありませんけれども、ほぼこのままいくのではないかと考えております。

案の概要ですけれども、まず、1番目の基本的事項ですが、基準省令の対象範囲については、これから導入する飼養管理基準の対象範囲になります。これについては、環境省で、犬・猫を取り扱う事業者全般としています。それは販売業、保管業、貸出し業、訓練業、展示業、競りあわせ業、譲り受け飼養業の全てを含むものと考えております。

そのほかに、第一種取扱業者に限らず、第二種動物取扱事業、譲渡団体など、動物愛護団体などの非営利の部分にもこれを準用するというところで進めております。犬・猫以外については、今後、検討ということで今回は触れられておりません。

基準省令の施行期日については令和3年6月1日に決定しております。ただし、一部の規定については経過措置を設けるといことです。これから説明していく内容は業者さん



への影響が大きい部分があります。

この基準の適用に伴って、繁殖を引退した犬や保護犬・猫の譲渡が推進する環境づくりを併せて進めていくということで行っております。

この環境づくりを進めるに当たっては、主要施設の規模や従業員の数など、すぐに解決できない問題がありますので、施行期日をずらしたり、段階的に頭数を制限するなどの経過設置を設けるとしてしております。ただし、一方で、法違反については厳正に対処するということを明言しております。

次に、2の施策の効果的な取組を推進するための措置です。

この施行に当たって、環境省では基準の解説書を策定すると言っております。これについてはまだ具体的に出ていないので、我々も分からないのですが、我々行政側が基準省令を使いやすいようにということで解説書をつくっていただけたと考えております。

策定の内容については、基準を満たす状態かどうかの例示や品種ごとの具体的な数字、理想的な飼養管理の考え方を示すとしております。

ほかに、相談窓口を設置することも明言しております。それから、国民的な議論ということで、業者だけではなくて、全体的なペットの飼い方自体がよくならなければ社会的に進まないの、譲渡推進の観点から、これらの施策を実施するために繁殖を引退した犬・猫や保護犬・猫の周知を効果的に図り、普及啓発や譲渡のためのネットワーク形成について議論することが必要とされています。

次に、12ページです。

こちらは具体的な飼養管理の基準になります。

改正法が施行されたときに、飼養管理基準について具体化すると言っていたので、これを今回の環境省令で定める形になります。今、環境省が示しているのは審議会を通ったものですが、それぞれの掲示を運動スペース分離型と運動スペース一体型の大きく2種類に分けております。

運動スペース分離型（ケージ飼育等）のものについては、運動施設が別にあってケージが寝床や休息場所となる場合です。まず、犬については、縦が体長の2倍以上、横が体長の1.5倍以上、高さが体高の2倍以上と定めております。猫につきましては、縦が体長の2倍以上、横が体長の1.5倍以上、高さが体高の3倍以上となっており、猫については、一つ以上の棚を設け、2段以上の構造とするとされております。

この場合の運動スペースについては、これから説明する一体型と同等の広さを有する面積を確保して、常時運動に利用可能な状態で維持管理すると付記されております。

次に、運動スペース一体型（平飼い等）ですが、この基準につきましては、犬は、床面積が先ほど説明した分離型ケージの6倍以上で、高さは体高の2倍以上です。複数飼養の場合についてそれぞれ書いてありますけれども、今日は省きます。

猫の一体型については、分離型ケージのサイズの2倍以上ということで、高さが体高の4倍と高くなっています。その条件として二つ以上の棚を設け、3段以上の構造とすると

しております。そのほかに、複数飼養の場合や繁殖時の扱いも規定されております。

ケージの構造としては、金網の床材としての使用を禁止しております。これはなぜかという肉球が傷むということで、肉球が傷まないように管理されている場合は除くというただし書きがあります。

今説明した内容のイメージ図を下に記載しています。

まず、犬のイメージですが、グレーの部分の左側は、運動スペース分離型（ケージ飼育等）で運動スペースが別に分離型としてあるもの、右側が運動スペース一体型（平飼い等）で、その下にそれぞれの大きさのイメージを書いています。これは1頭で飼う場合と2頭で飼う場合の面積が変わります。

猫のイメージ図は右側になります。運動スペース一体型のケージ等については、3段の以上の構造とするとしています。

続きまして、13ページ（2）の従業員1人当たりの飼育頭数についてです。

犬の1人当たり繁殖犬15頭、販売犬等20頭が上限です。猫についての1人当たりの繁殖猫25頭、販売猫等30頭が上限となっております。これについてはただし書きがありまして、親と同居している子犬・子猫及び繁殖用に供することをやめた犬・猫は頭数に含めないとされております。犬・猫の両方をブリードしている方もいますので、そういう場合の条件はまた別途書かれておりますが、今日は省きます。

次に、（3）としまして、動物の飼養、または保管に関する環境の管理に関する事項です。

こちらは今まで行われていたことですが、改めて明記したということで、飼養施設には温度計及び湿度計を備え、低温・高温により健康被害が生じるおそれがないように整えることや臭気のこと、採光のこと、日照条件のことが書かれております。日長の変化を感じさせるように光環境を管理することということで含まれております。

次に、（4）としまして、動物の疾病等に係る措置に関する事項です。

1年以上継続して飼育または保管を行う犬・猫については、年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存することとされております。そのほかに、繁殖用に供することについては、オス・メス共に繁殖の適否に関する診断を受けさせることとしております。

次に、（5）としまして、展示や輸送の方法に関する注意事項が書かれております。

展示する場合は休息できる設備にして、自由に移動できる状態を確保することとしますが、それが困難な場合は6時間ごとに展示を行わない時間を設けること、輸送された個体については輸送後2日間、その状態を観察することとしています。

次に、（6）の動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定、その他の動物の繁殖の方法に関する事項です。

これは繁殖回数の制限になります。犬に関しては、メスの生涯出産回数は6回までとしております。この年齢については、交配時の年齢は6歳以下ですが、ただし、7歳に達し

た時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合には、交配時の年齢は7歳以下とするという注意書きがあります。

猫については、メスの交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で、生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下としています。

先ほども出ていましたけれども、犬または猫を繁殖させる場合は、必要に応じて獣医師等による診察を受けさせ、助言を受けることとしております。また、帝王切開を行う場合は獣医師に行わせることや繁殖に適さないものの扱いなどにも触れております。

次に、(7)としまして、その他の動物の愛護及び適正な飼養に関する必要な事項です。

これは、行政側がどういう状態が適正な飼養ではないかということ判定するものとなります。被毛にふん尿等が固着した状態や体表が毛玉で覆われているとか、爪が異常に伸びているなどの状態が書かれております。

続きまして、14ページです。

4番の基準省令の附則(経過措置)の概要です。

一番最初に説明したケージについてですけれども、飼養施設に備える設備の規模に関する事項ということです。これが一番大きく、ケージの更新等には一定の準備期間が必要ということです。ただし、令和3年6月以降に申請される新規事業者については、その時点から適用となります。既存事業者については令和4年の6月から適用とされております。

次に、従業者の員数に関する事項です。

これを急にやってしまうと、頭数を多く抱えているところがありますので、実際にすぐに施行してしまうとあふれ出てしまうことが懸念されております。行き場を失う猫の遺棄や殺処分につながるということで、譲渡等につなげていくために、経過期間として段階的に5頭ずつ減らすこととされております。

第二種動物取扱業者については、ブリーダーや第一種からの譲渡が想定されるので、さらに1年ずらす施行規則になっております。新規事業者は令和3年の6月から完全施行で、既存事業者については段階的に適用し、令和6年6月から完全施行となります。これは第一動物取扱業で、先ほど1年ずれると言ったのは、令和7年6月から完全施行される第二種動物取扱業となります。

右側が施行方法についての表になります。令和3年6月の部分と、令和4年6月の段階的に5頭ずつ減らしていきます。令和6年6月の第一種動物取扱業は、先ほどの環境省が示した員数になります。下の第二種動物取扱業は、1年ずれて令和7年6月までに行うことになっております。

次に、4番の三つ目の四角の繁殖の方法に関する事項です。

今後、マイクロチップの装着が義務化されて、年齢の確認や台帳による繁殖回数の確認の実効性が担保できることを考慮し、我々行政側も確認することができる体制が始まりますので、その場合については、メスの交配年齢、出産回数に関する規定は令和4年6月か

ら適用されます。それから、年1回の健康診断及び帝王切開に関わる規定については令和3年6月から適用することとされております。

続きまして、5番目は、これらの施策を実施するに当たっての取扱いの改正や様式の改正などになりますので、行政の部分になります。

環境省としてはこういう方針でいくと言っているのですけれども、最初に出てきた解説書や具体的な運用がまだ明らかになっていないので、我々としてはこれが確定で動く状態にはなっておりません。

以上が令和3年6月からの省令等の改正内容となります。

○高橋座長 ありがとうございます。

今の説明を聞いていて、ううんと思うことばかりが出てきたのですけれども、環境省は本当にこのままやろうとしているのでしょうか。これからの形ではなくて、もう進んでいるのですか。

○事務局（高橋主査） そうです。

今の内容が審議会からの答申で、2月には自治体向けの説明会も行っていますので、大きく変わるものではないと思います。しかし、業者からはなかなか厳しいというご意見を聞きますので、施行方法がどうなるかということになります。

○高橋座長 業者さんもそうだと思いますけれども、ふだん動物を飼っている人たち、例えば、今、多頭飼育でいろいろなことが出ていますが、逆を言うと、あれも引っかかってくる。業者の人はビジネスとしてやっているのだから、引っかかることはあるかもしれませんが、逆に動物がかわいいので、そうしているのかはよく分かりませんが、放棄する前の多頭飼育でも崩壊してしまう辺りのことを、ここで言う話ではないかもしれませんが、きちんと決め事をして環境省なりがやっていかなければ駄目ではないでしょうか。

幾らいいことを言っても、今年は特に札幌で多頭飼育の崩壊が結構ありましたね。我々はそっちをもっと何とかしなければいけないし、その横から助けてくれるのが環境省でなければ、いきなりここまで言ってくると本当にできるのということがあると思います。

というのは、これは僕個人の考え方ですが、動物なので、繁殖に関しても誰がそこまできちんと見ていくのかという問題が出てくると思います。しかし、これは経過措置ということで聞いておきます。

これについて、どなたか発言はありますか。

そこまでやらなければいけないけれども、それが本当にできることなのかということは、行政の人も困ると思います。

○事務局（高橋主査） 環境省としては、今回の改正に当たっては、パブリックコメントなどもしたので、何万件もの意見が寄せられて、動物寄りの意見を反映させたということです。

○高橋座長 どなたか発言はありますか。

○郡山構成員 酪農学園大学の郡山です。

いいことではあるのですけれども、科学的にそうなのかという部分が幾つかありまして、例えば、繁殖に使える年齢の上限の辺りもそうだと思います。それから、マイクロチップをつけることは非常にいいと思いますし、これが適用されるのは、業者の方も一般の方も全部まとめるのか、対象が分かれるのかということは勉強不足でよく分からないのですけれども、その辺りもちょっと気になるころだと思いました。

○高橋座長 ありがとうございます。

これについて、どなたか発言があればお願いします。

(出席委員からの発言なし)

○高橋座長 今のお話をご意見として承っておくことで押さえていいですか。

○事務局(高橋主査) 今の件ですけれども、最初に説明した事業者が対象となっております。個人では不適正な飼養の部分については適用されるのですけれども、そもそも個人は監視対象ではないので、把握することがなかなか難しい現実があります。

○高橋座長 よく分かります。

そのほかにご発言がなければ、前に進んでもよろしいでしょうか。

(出席委員「意義なし」)

○高橋座長 ありがとうございます。

.....

**議事5 本道における動物愛護管理業務の実施体制について** (委員限り)

.....

**議事6 北海道動物愛護推進協議会設置要綱の一部改正について**

○事務局(山中主幹) 資料7を説明させていただきます。

本協議会の要綱ですが、3か所を改正したいと考えております。

まず、旧の第4の事務局のところを見ていただきたいと思います。

以前、私どもの課は生物多様性保全課という名前だったのですが、今年度から自然環境課になりました。ということで、第4の1と3に書いてある課の名前を現在の自然環境課に直します。

二つ目は、裏の別表を見ていただきますと構成団体は書いておりますが、まず、一つ目として、関係団体の公益社団法人日本愛玩動物協会北海道支所さんが2019年の令和元年から日本愛玩動物協会の認定を受けた北海道愛玩動物協会に移行されております。

昨年の協議会でこれを改正しようと思っていたのですが、開催できなかったものから、今回、併せて、北海道愛玩動物協会ということで関係団体を修正させていただきたいと思っております。

最後ですが、同じ別表の中の行政機関等のところに、単独の市町村としまして、札幌市、旭川市、函館市、小樽市を載せております。この札幌市と旭川市、函館市につきましては、

動物愛護管理法と狂犬病予防法の二つを所管しております。小樽市さんにつきましては保健所設置市ということで、狂犬病予防法のみを所管していて、動物愛護管理法は所管していない状況でございます。そのことがあって、昨年、小樽市から、動物愛護管理法を所管していないので、同じ構成団体としての立場ではない形で整理をしていただきたいという申し入れがございました。しかし、狂犬病予防法を所管して犬を扱うので、協議会に参加することは支障ないということです。

そこで、事務局案として、別表の構成団体から小樽市を削除して、会議の出席につきましては、要綱の本文に戻っていただきたいのですけれども、要綱第5、会議の3に、事務局長が認めた場合、構成団体以外の者の出席を求めることができますとしています。この規定を使って、小樽市あてに会議の出席を求めることにしたいと考えております。

なお、今日、小樽市さんは業務の都合で欠席となっておりますが、この対応で了解済みとなっております。

構成団体の追加等については、要綱第3、構成の2で、構成団体を追加等するときには、協議会の承認を受けなければならないとなっておりますが、北海道愛玩動物協会につきましては追加等ではないので、よろしいと思うのですけれども、小樽市の扱いについては、こちらで説明したとおりが承認をお願いできればと考えております。よろしく願います。

○高橋座長 今の小樽市の承認の件について、反対の方はいらっしゃいますか。

(出席委員からの発言なし)

○高橋座長 それでは、事務局の言われた方法で小樽市にお声かけをする形でよろしいですか。

(出席委員「意義なし」)

○高橋座長 それでは、そうさせていただきます。

○事務局(山中主幹) ありがとうございます。

ほかに、この件はよろしいでしょうか。

(出席委員「意義なし」)

#### **議事7 各市からの情報提供**

それでは次に、各市からの情報提供に移ります。

まず、札幌市さんの動物愛護管理行政についてということでお願いいたします。

○千葉構成員 札幌市でございます。

動物愛護管理行政についてということで、いろいろ書いておりますけれども、札幌市でもいろいろなイベントを企画したところですが、令和2年度につきましては、先ほどからお話が出ておりましたけれども、コロナウイルスの関係がありまして、ほとんどのイベントが中止になった状況でございます。

どこの自治体もそうだと思うのですが、人手が足りないということで、私どもも獣医が数名いますけれども、半分以上は常に保健所に助っ人ということで呼ばれている状況です。ですので、3密を避ける意味でのイベントができなかったこともあります、人手が全然なかったこともありまして、必要最小限の事務業務しかできなかった状況でございます。

犬・猫の収容状況につきましては、グラフのとおりでございます。目標をいい感じで下回るというか、引取り数などについてもそうですけれども、達成できている状況でございます。

殺処分についても、犬については、ゼロについて更新している途中です。猫につきましても、令和2年度に負傷して、回復の見込みのない猫について、やむを得ず、安楽殺の観点から殺処分を行ったのは1件だけございました。

今回、資料には載せなかったのですが、皆様はご存じだと思うのですが、現在、札幌市では動物愛護管理センターをつくる予定をしております。令和5年度に完成する予定ですが、令和2年度中は基本設計を終えたところで、間もなく建築業者から成果物が出てくることになり、来年度は実施設計ということで、中の細かいつくりなどにかかる予定です。

現在の西区八軒にある動物管理センターのすぐ脇で、今、北海道脳神経外科さんの職員用の駐車場になっている場所になりますが、そこと、今の動物管理センターの土地を取り替える形で、今の動物管理センターのすぐ隣に出来上がる予定です。敷地面積2,000平米で、床面積が1,000平米の予定をしております。

機能といたしましては、今、札幌市の動物管理センターは2か所ありまして、1か所は八軒の動物管理センターの本所です。そこは事務機能と野犬などが出た場合に捕獲するためのスタッフが常駐しています。あとは、一般的な事務仕事をしている部署になります。

実際に犬・猫をお預かり、収容する場所は北区篠路にありまして、そこでも犬・猫を収容して、飼って、ご希望の方がいればお譲りしています。もう一つの機能はペットの火葬で、この二つを主に支所で行っているのですが、場所が郊外ですので、例えば、そこでワンとほえても周りの方に影響ないよということですのでそこにあります。

その支所の犬・猫の収容機能を全て本所に移す予定をしております。逆を言いますと、支所はペット火葬だけの形にしたいと考えておりまして、動物管理センターの本所につきましては、事務的な機能に加えまして、犬・猫をたくさん収容できる部屋といろいろな学習機能を持たせる場所にしたいと思っております。

今、本所には小さい会議室くらいしかないので、学生さんが20名くらい来るとレクチャーは無理という感じだったので、100人規模の大きなレクチャールームをつくる多目的ホールをつくる予定をしております、動物愛護団体や獣医師会さんなどにご協力をいただきまして、いろいろな動物愛護に関するレクチャーができるような施設にしたいと思っております。

- 高橋座長 完成は何年頃の予定ですか。
- 千葉構成員 令和5年度でございます。

続いて、旭川市さんからお願いします。

- 似里構成員 旭川市動物愛護管理センターの似里と申します。

資料9-1と9-2を旭川市の資料として出させていただきましたので、簡単に説明させていただきます。

資料9-1に関しては事業実績ということで、旭川市動物愛護センターができたのは平成24年で8年が経過して、今、9年目に入っているところですが、それまでの取扱いの状況について簡単にまとめたものです。

犬と猫の取扱いについてですが、犬に関してはセンター開設以来、殺処分ゼロを継続している状況です。猫に関しては、当初の処分数は100頭前後あったのですが、ここ最近では1桁で推移しておりまして、今年度に関しては今のところゼロを継続しています。あと1週間ほどで年度として初めての殺処分ゼロが達成できたらいいと考えているところです。

3番と4番に不用による引取りの理由ということで、ここ3年、4年の傾向を掲載しております。

次のページに、10頭以上の引取りの事例ということで、多頭飼育崩壊のケースを挙げております。今年度に関しては猫だけで3件です。内訳は、10頭、16頭、17頭になります。幸いほぼ全ての猫の譲渡が決まりまして、今、センターには猫が2匹いる状況です。

あとは、今年度はコロナウイルスの影響を多分に受けておりまして、7番の動物愛護管理センターの見学者数について大幅に減少しております。これは、見学対応そのものを一時的に中止していた時期がありますし、見学対応がどうしても手狭な施設なので、お客さんが殺到しないようにということで、見学を予約制に変更して、時間帯を区切って1組ずつ対応する形で見ていただいているので、見学者数が総じて少なくなっております。

8番の犬のしつけ方・飼い方教室については、毎年大体3か月に一度のペースで実施していたのですが、今年度に関しては実施できていない状況です。

次の9番の適正飼養講習会の受講者数と10番の飼い主のいない猫の不妊手術実施状況について、細かい数字は後でご覧になっていただければと思います。

資料9-2ですが、今年度、私どもで取り組んだものです。

まず、旭川市動物の愛護及び管理に関する条例（案）です。

旭川市では、これまで動物愛護の条例を設けておりませんでした。今は条例の名称「(案)」がついているのですが、これは旭川市定例市議会に提出していたもので、今日の本会議で可決されたと聞いておりますので、晴れて条例が制定されました。

内容としては、飼い方についての責務や遵守事項などがあるのですが、先ほどの多頭飼育崩壊の事例が問題として挙げられておりましたので、多頭飼養の届出の制度を条例の中



に盛り込んでおります。その他、災害発生時の措置などについても規定して、来月の4月1日からの施行を予定しております。

これから条例が実際に施行されてどのような動きになるのかということは、今、こちらで模索しているところですが、まずは一区切りということで、この条例を基にさらに動物愛護を推進していけたらいいと考えているところです。

もう一つは、動物愛護の基金の条例です。

これは、既に今年の2月25日付で施行しております。動物愛護に関する寄附のお申し出をいただく機会がこちらに数多くありまして、そういった要望を受ける形で、收容されている動物の飼養管理、譲渡推進、施設の整備、8年経過して機器がだんだんと老朽化して新しい機器に更新をしていかなければならない時期に来ておりますので、そういった施設の整備があります。

それから、普及啓発等の経費の財源に充てることを目的とした基金の設置ということで、これも今年の2月に議会の可決を得て設置しました。

これに先立って、昨年の11月からふるさと納税の使い道に動物愛護の目的を追加したところ、ありがたいことに、先月末までに3,000万円近くご寄附をいただいておりますので、その寄附金を、来年度の4月以降に活用していきたいと考えているところです。

旭川市からは以上です。

○高橋座長 ありがとうございます。

ふるさと納税はすごいですね。それよりも動物の愛護及び管理に関する条例の制定、おめでとうございます。

次に、函館市さんからお願いします。

○荒井構成員 私は市立函館保健所生活衛生課の荒井と言います。

私から、令和2年度における函館市の動物愛護管理についてということで、何点か簡単にご説明したいと思います。

まず、1番目の改正法による動物愛護管理担当職員の設置についてです。

改正動物愛護管理法第37条の3第1項の規定に基づいて、条例により動物愛護管理担当職員を置くということで、法が改正になりました。

我々は旭川市さんのお話を聞いて非常にお恥ずかしいところではあるのですが、本市においても、現に動物愛護管理条例が制定されておられませんし、本来であれば、そういったものを全部含めた動愛条例の制定が望ましいことであることは十分承知しているところですが、この法の改正に基づいた最低限の措置としまして、本市では、函館市動物管理員の設置に関する条例を6月10日付で公布、施行したところです。

現在、生活衛生課の私を含めて、3名が動物愛護管理員という形で、法に基づく任命をされたところになります。

次に、2番目の改正法による所有者不明犬・猫の引取りの取扱い等についてです。

これは、警察等から搬入される部分の所有者不明犬・猫について、北海道警察函館方面

本部と本市で協議継続してきたものになります。昨年9月に、北海道で取扱いを示されまして、本市においても、原則、北海道と同様の取扱いとしたいということで、協議の結果、函館方面本部に整理した形で依頼の通知を発出した状況になります。

次に、3番目の市内動物愛護団体への支援の検討についてです。

これは、来年度の継続案件とさせていただいたところになります。特に本市においては、ご存じのとおり、センターを施設として有していない市になりまして、そのようなところはどこも同じような状況になると思うのですが、市内の動物愛護団体の団体譲渡が殺処分減少に大きく寄与している現状にあります。団体の活動が経済的に厳しい状況に対する認識とその財政的支援の必要性について、市議会でも繰り返し問われてきたところになります。

本市としましては、今後、どのような支援が望ましく可能なものであるか、支援のあり方について、引き続き検討していきたいと考えているところです。

4番目は、今後の課題です。

今回の協議会では触れられなかったところになりますが、環境省から近く発出される多頭飼育対策ガイドラインについて市議会でも問われたことから、その活用及び社会福祉部局、関係機関等との連携のあり方について検討していかなければならないということで、今後の課題としているところです。

5番目の今年度の実績になります。

犬・猫それぞれに書いておりますが、私どもでは、長期収容の施設ではないことと限られた対応の中で殺処分の減少に取り組んでいるところですが、ゼロを達成することについてはなかなか難しい状況にあります。

ただ、今回はたまたまではありますが、犬については殺処分ゼロでここまで来ておりまして、今年度は達成できるかと思っているところです。引き続き、引取り頭数の削減及び殺処分の減少について取り組んでまいりたいと考えております。

以上になります。

○高橋座長 ありがとうございます。

札幌市と旭川市と函館市の3者からいろいろな話をお聞かせいただきました。

どなたかご質問はありますか。あれば挙手してお尋ねいただければと思います。

○郡山構成員 酪農学園大学の郡山です。

会議の最初に咬傷事故のお話がありましたが、咬傷事故が一定数ある中で、殺処分される動物の数がかなり少ないということです。咬傷事故、イコール殺処分すべきということではないのですが、あまりにも殺処分ゼロにこだわるばかり、そういう事故を維持してしまう可能性が十分あると思います。僕は殺処分をしなさいと言っているわけではないですけども、あまりこだわって咬傷事故の数を増やさないという辺りを注意していただきたいと専門家として意見を申します。

それから、譲渡に関しても、ただ譲渡が増えればいいわけではなくて、譲渡に適した犬

とそうでない犬がいます。今は性格分析ができますので、それを取り入れていただいて、この犬であればこういう家庭には大丈夫というように、分類を細かくしていただければと思います。そうしなければ、引き取ったけれども、駄目だったので、返す、でも、誓約書には一生飼いますと書いてしまったので、返せない、どうしようということになるので、もし必要でしたら私も協力しますので、2次的な問題が生まれないようにしていただければと思います。

○事務局（高橋主査） ご意見をありがとうございます。

咬傷事故については、犬という動物の特性もありますし、事故発生時の状況にもよりますので、私たちとしても咬傷事故ゼロにすることは難しいと感じています。

咬傷した犬を殺処分するかしないかについては、咬傷で被害を受けた方と飼い主さんとの協議で、咬まれた方がこの犬は危ないからどうしても処分してくれと言われ、飼い主さんが応じれば、保健所に持ってきて殺処分するという咬傷事故時の取扱いもあるのですが、咬傷を負った方も、ほとんどは飼い主さんの管理の問題であり、犬の殺処分まではしなくて良いと考える方が多いようです。そのため咬傷事故を起こした犬イコール殺処分とはなりません。

保健所での譲渡の際の判断については、郡山構成員から動物の性格分析というお話がありましたけれども、私たちは現状そこまではしていない状況です。問題を抱えている犬であっても、動物愛護団体などから引き取りたいのですとか、個人からどうしても引き取りたいと申し出があった場合は、かたくなに断って殺処分することはできないものです。

ただ、何人もの飼い主を経ても、噛み癖があって明らかに事故につながる犬については、人への危害の防止から譲渡の対象外として殺処分している事例はあります。

性格分析については、非常に興味があります。今、我々は保健所の中でマニュアルを検討しておりまして、その部分でご相談したいと思いますので、今後ともよろしく願います。

○高橋座長 ありがとうございます。

ここまでで、どなたかご質問等があれば、挙手をして発言をお願いしたいと思います。

（出席委員からの発言なし）

#### 参考資料説明

○高橋座長 それでは、参考資料として北海道動物愛護推進協議会設置要綱がありますが、これについて道からご説明をお願いします。

○事務局（高橋主査） こちらは、先ほど、新旧対照表で山中から説明された内容が反映されているものになります。小樽市の部分について先ほどの案で了承されましたので、今日を改正日として、小樽市をこの表から削除したいと思います。

参考資料2の動物愛護推進員設置要綱については、参考でおつけしたもので変更はありません。参考資料3の動物愛護推進員制度運営要領は、先ほど説明した我々の組織の改正

の部分を変更しております。これは課内で決定済みで、令和3年の3月12日から組織の部分だけを変更しております。

なお、これについても愛玩動物協会さんの組織名称の変更を反映させおります。

○高橋座長 それでは、一番最後の別表1の総合振興局関係の話と別表2の北海道動物愛護推進協議会を構成する犬・猫等の動物関係団体についての説明をお願いいたします。

○事務局（高橋主査） 先ほど、早口で言ってしまったのですが、北海道愛玩動物協会の名称変更については、我々の課で変更することが決定しております。

以上が参考資料の説明になります。

#### 4. その他

○高橋座長 それでは、その他について、どなたかご発言があればご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（出席委員からの発言なし）

○高橋座長 そうしますと、今日の予定は全て終わりましたので、進行を事務局にお返しいたします。

#### 5. 閉 会

○事務局（山中主幹） 高橋座長、ありがとうございました。

これをもちまして、令和2年度北海道動物愛護推進協議会を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

以 上